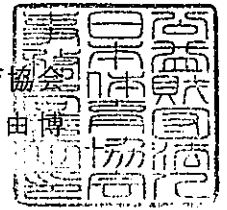




国民体育大会正式競技実施中央競技団体  
都道府県体育(スポーツ)協会  
事務局長 殿

公益財団法人日本体育協会  
事務局長 河内



第 71 回国民体育大会における監督の公認スポーツ指導者資格  
保有義務付けの取扱いについて (通知)

平素より本会諸事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

国民体育大会(以下、国体)における監督への日本体育協会公認スポーツ指導者資格(以下、指導者資格)の保有義務付けについては、既にご案内しております通り、平成 28 年開催の第 71 回大会(冬季大会含む)から一切の特例が廃止されます。

つきましては、国体参加時の指導者資格の保有状況の確認について、関係者に対し周知徹底いただくとともに、貴団体におきましても、監督選考時及び参加申込時の確認を徹底いただきますようご協力の程よろしくお願い申し上げます。

監督が指導者資格を保有していない場合、当該チームの参加が認められませんので、都道府県予選会、ブロック大会を含む国体参加時の指導者資格保有状況の確認について十分にご留意ください。

また、都道府県競技団体に対しましても、国体における監督の指導者資格保有義務付けについて周知徹底いただきたく、併せてお願い申し上げます

なお、第 71 回大会における監督の指導者資格の取扱いについては下記をご参照ください。

記

■指導者資格を保有する者(詳細別紙参照)

指導者資格を保有する者とは、「大会参加時(都道府県予選会から本大会終了時まで)に公認スポーツ指導者資格の登録状態が『有効』(資格が認定されている状態)である者」をいう。

※ 平成 28 年(2016 年)4 月 1 日(冬季大会は平成 27 年(2015 年)10 月 1 日)時点で指導者資格を有し、かつ有効期限が平成 29 年(2017 年)3 月 31 日(冬季大会は平成 28 年(2016 年)3 月 31 日)以降であること。

第 70 回大会において一部競技において認めていた「10 月 1 日付認定予定者(冬季大会は 4 月 1 日付認定予定者)」の特例は、第 71 回大会以降は一切設けません。

■指導者資格を保有する監督が参加できない場合の取扱い

- ・ 指導者資格を保有する監督が参加できない場合、選手のみでは参加できない。
- ・ 選手が監督を兼任する競技・種目・種別においては、兼任する監督が指導者資格を保有していない場合、当該チームは参加できない。

【本件に関する問合せ先】  
スポーツ推進部 国体課  
TEL: 03-3481-2217 FAX: 03-3481-2284  
kokutai@japan-sports.or.jp

監督への公認スポーツ指導者資格義務付けに伴う  
第71回国民体育大会における取扱いについて

2015年12月25日

■公認スポーツ指導者資格を保有する者

公認スポーツ指導者資格を保有する者とは、「大会参加時(都道府県予選会から本大会終了時まで)に公認スポーツ指導者資格の登録状況が『有効』(資格が認定されている状態)である者」をいう。

※平成28年(2016年)4月1日(冬季大会は平成27年(2015年)10月1日)時点で公認スポーツ指導者資格を有し、かつ有効期限が平成29年(2017年)3月31日(冬季大会は平成28年(2016年)3月31日)以降であること。

第70回大会において一部競技において認めていた「10月1日付認定予定者(冬季大会は4月1日認定予定者)」の特例は、第71回大会以降は廃止

■公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合の取扱い

- ・ 公認スポーツ指導者資格を保有する監督が参加できない場合、選手のみでは参加できない。
- ・ 選手が監督を兼任する競技・種目・種別においては、兼任する監督が公認スポーツ指導者資格を保有していない場合、当該チームは参加できない。

■参加可否一覧

【第71回冬季大会】

資格状況 (大会参加時)	資格有効期限	参加可否
有効	平成28年3月31日以降 (2016年)	○
登録保留	—	×
資格停止	—	×
平成28年(2016年) 4月1日付認定予定者	—	×

【第71回本大会】

資格状況 (大会参加時)	資格有効期限	参加可否
有効	平成29年3月31日以降 (2017年)	○
	平成28年9月30日 (2016年)	○※ ×
登録保留	—	×
資格停止	—	×
平成28年(2016年) 10月1日付認定予定者	—	×

※平成28年(2016年)10月1日付更新登録手続きを行える者は参加が可能(所定の期限までに更新登録手続きを行わなかった場合は、参加不可)。